

生活クラブ 組合員の皆様へ

生活クラブ オリジナル **弁護士費用保険**



- **弁護士相談費用を保障します**
  - **弁護士委任費用を保障します**  
※裁判所やあっせん・仲裁機関にかかる費用も保障の対象です。
  - **ケガによる死亡(後遺障害(第3級以上))も保障します**  
● **保険金のお支払い対象とならない法的トラブルもあります。**  
● **保険金のお支払い対象となる場合、弁護士を紹介するサービスを利用できます。**
- 詳しい保障内容は中面を必ずご確認ください▶

月払保険料 **990円**

**標準傷害保険/弁護士相談・委任費用補償特約**



**弁護士さん助けて！  
でも、費用が…!!**

**HELPLEY!**

隣家の騒音がひどくて生活ができない。

家主から一方的に立ち退きを迫られている。

突然、出ていけなんて…困ります

ネットの書き込みで誹謗中傷を受けている。

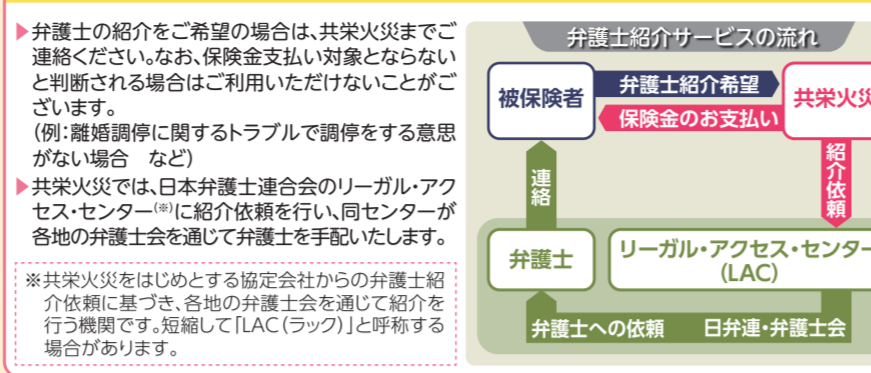
歩行中、自転車が衝突してケガをした。相手が治療費を支払ってくれない。

平和に見える日常生活でも、弁護士の`解決力、`が必要なトラブルはいつ起こるかわかりません。弁護士費用保険「HELP!」は、法律のプロである弁護士に相談・委任する費用を保障して、あなたの、そしてお子さまの法的トラブル解決を助けます。

※詳しい保障内容は中面を必ずご確認ください。

**10 弁護士紹介サービスについて**

保険金のお支払いの対象となる場合に**弁護士紹介サービス**をご利用いただけます。



**生活クラブオリジナル 弁護士費用保険「標準傷害保険」/弁護士相談・委任費用補償特約」の重要事項のご説明**

- この書面では、弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）に関する重要事項〔契約概要〕【注意喚起情報】について説明しています。ご加入前にお読みください。お申し込み前にお読みください。
- ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることからをお読みください。
- **契約概要** 保険商品の内容を理解いただくための事項
- **注意喚起情報** ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のおしり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

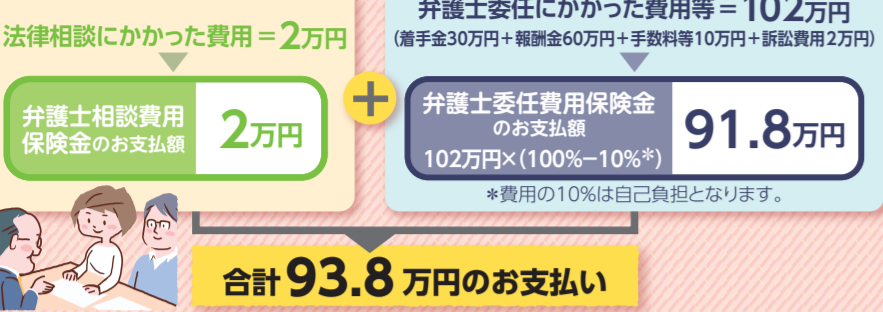
- 1 契約形態について**
- この保険は、生活クラブ経済事業連生活協同組合連合会を被保険者として、生協の組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。
- 2 商品のしくみ** **契約概要**
- 弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）は、様々な急激かつ偶発的な出来事により被保険者がケガをされたときや、日常生活で法的トラブルにあったときの弁護士費用などについて保険金をお支払いする保険です。
- 3 ご加入者の範囲** **契約概要**
- この保険にお申し込みいただけますのは、生活クラブ経済事業連生活協同組合連合会の組合員となります。
  - 【注】「ご加入者」とはこの保険にお申し込みいただく方がいます。
- 4 被保険者としてお名前をご記入いただける方** **契約概要**
- 被保険者とは、次の①～③のいずれかおひとりをご指定ください。
  - ①組合員
  - ②上記①の配偶者、ご両親
  - ③上記①と生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚のお子さま
  - 【注】「被保険者」とはこの保険の保障を受けられる方で、加入申込書に「被保険者」としてお名前をご記入いただいた方をいいます。また「親族」とは、組合員またはその配偶者の親等内の血族および3親等内の姻族をいい、「未婚」とは、これまでで婚姻歴がないことをいいます。
- 5 主な保障内容** **契約概要** **注意喚起情報**
- 保険金をお支払いする場合
  - 本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。
  - 保険金をお支払いできない場合
  - 本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。
  - ※主なものに記載しています。詳細は「ご加入のおしり」等でご確認ください。
- 6 保障の開始・終了時期および保障期間** **契約概要** **注意喚起情報**
- 保障の開始は、毎月所定の締切日15日（北海道は10日）までに加入申込書をご提出いただけますと、その締切日の翌月1日の午前0時からとなります。
  - 保障の終了は、保障開始後最初に到来する7月1日の午後4時となります。
  - 保障期間は、特約のおしりを出され限り、毎年1年間自動的に継続します。継続後の保障期間は、7月1日の午後4時から翌年の7月1日の午後4時までとなります。
- 7 弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任について**
- 弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任は午前0時以降になりますが、「人格侵害に関する紛争」および「離婚調停等に関する紛争」の保険責任は、初年度契約の保障期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時に始まり（責任開始日）、責任開始日より前日原因事実<sup>②</sup>が発生していた紛争については、保険金をお支払いできません。
  - 【注】原因事実とは、弁護士相談または弁護士への委任に至る紛争の原因となった法的トラブルをいいます。

- 8 告知事項**
- **被保険者本人のご職業**
  - **他の保険契約<sup>②</sup>**
  - 【注】「他の保険契約」とは、標準傷害保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー・交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー・交通傷害保険などの、身体的ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約等を指します。
- 9 クーリングオフ** **注意喚起情報**
- お申し込み後であってもお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行う制度があります。本保険はクーリングオフの対象となりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。
- 10 死亡保険金受取人** **注意喚起情報**
- 傷害死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定することができます。

- ご加入後のご注意事項**
- 1 ご注意ください変更**
- ご加入後、以下の変更が生じるときは、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
  - 組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合
  - 被保険者本人の氏名が変更となる場合
- 2 解約・脱退時の返戻金** **契約概要** **注意喚起情報**
- ご加入後、この保険を解約される場合は取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。この場合、解約のご連絡から保険料の口座引落しが停止されるまでに所定の期間（ご加入の生協により異なります。）が必要となります。
- 3 ご注意ください事項**
- 保険の解約に際しては、加入時の条件により、保障期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。
  - 保障開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
  - 保険を解約する場合の書類のご提出締切日（書類受付日）は毎月15日（北海道は毎月10日）で保険責任の終了日はご提出締切日の翌月1日の午後4時です。
  - この保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員（ご加入者）が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。
- 4 被保険者からの解約** **注意喚起情報**
- 被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求められます。被保険者からの解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

**9 保険金のお支払い例**

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷した。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、満足のいく賠償金を受け取ることができた。



**生活クラブオリジナル 弁護士費用保険「標準傷害保険」/弁護士相談・委任費用補償特約」の重要事項のご説明**

- この書面では、弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）に関する重要事項〔契約概要〕【注意喚起情報】について説明しています。ご加入前にお読みください。お申し込み前にお読みください。
- ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることからをお読みください。
- **契約概要** 保険商品の内容を理解いただくための事項
- **注意喚起情報** ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のおしり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

- 1 契約形態について**
- この保険は、生活クラブ経済事業連生活協同組合連合会を被保険者として、生協の組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。
- 2 商品のしくみ** **契約概要**
- 弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）は、様々な急激かつ偶発的な出来事により被保険者がケガをされたときや、日常生活で法的トラブルにあったときの弁護士費用などについて保険金をお支払いする保険です。
- 3 ご加入者の範囲** **契約概要**
- この保険にお申し込みいただけますのは、生活クラブ経済事業連生活協同組合連合会の組合員となります。
  - 【注】「ご加入者」とはこの保険にお申し込みいただく方がいます。
- 4 被保険者としてお名前をご記入いただける方** **契約概要**
- 被保険者とは、次の①～③のいずれかおひとりをご指定ください。
  - ①組合員
  - ②上記①の配偶者、ご両親
  - ③上記①と生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚のお子さま
  - 【注】「被保険者」とはこの保険の保障を受けられる方で、加入申込書に「被保険者」としてお名前をご記入いただいた方をいいます。また「親族」とは、組合員またはその配偶者の親等内の血族および3親等内の姻族をいい、「未婚」とは、これまでで婚姻歴がないことをいいます。
- 5 主な保障内容** **契約概要** **注意喚起情報**
- 保険金をお支払いする場合
  - 本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。
  - 保険金をお支払いできない場合
  - 本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。
  - ※主なものに記載しています。詳細は「ご加入のおしり」等でご確認ください。
- 6 保障の開始・終了時期および保障期間** **契約概要** **注意喚起情報**
- 保障の開始は、毎月所定の締切日15日（北海道は10日）までに加入申込書をご提出いただけますと、その締切日の翌月1日の午前0時からとなります。
  - 保障の終了は、保障開始後最初に到来する7月1日の午後4時となります。
  - 保障期間は、特約のおしりを出され限り、毎年1年間自動的に継続します。継続後の保障期間は、7月1日の午後4時から翌年の7月1日の午後4時までとなります。
- 7 弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任について**
- 弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任は午前0時以降になりますが、「人格侵害に関する紛争」および「離婚調停等に関する紛争」の保険責任は、初年度契約の保障期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時に始まり（責任開始日）、責任開始日より前日原因事実<sup>②</sup>が発生していた紛争については、保険金をお支払いできません。
  - 【注】原因事実とは、弁護士相談または弁護士への委任に至る紛争の原因となった法的トラブルをいいます。

- 8 告知事項**
- **被保険者本人のご職業**
  - **他の保険契約<sup>②</sup>**
  - 【注】「他の保険契約」とは、標準傷害保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー・交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー・交通傷害保険などの、身体的ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約等を指します。
- 9 クーリングオフ** **注意喚起情報**
- お申し込み後であってもお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行う制度があります。本保険はクーリングオフの対象となりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。
- 10 死亡保険金受取人** **注意喚起情報**
- 傷害死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定することができます。

- ご加入後のご注意事項**
- 1 ご注意ください変更**
- ご加入後、以下の変更が生じるときは、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
  - 組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合
  - 被保険者本人の氏名が変更となる場合
- 2 解約・脱退時の返戻金** **契約概要** **注意喚起情報**
- ご加入後、この保険を解約される場合は取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。この場合、解約のご連絡から保険料の口座引落しが停止されるまでに所定の期間（ご加入の生協により異なります。）が必要となります。
- 3 ご注意ください事項**
- 保険の解約に際しては、加入時の条件により、保障期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。
  - 保障開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
  - 保険を解約する場合の書類のご提出締切日（書類受付日）は毎月15日（北海道は毎月10日）で保険責任の終了日はご提出締切日の翌月1日の午後4時です。
  - この保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員（ご加入者）が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。
- 4 被保険者からの解約** **注意喚起情報**
- 被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求められます。被保険者からの解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は **商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。** **引受保険会社**

お問い合わせ先 **生活クラブ 取扱い代理店**

**生活クラブ 共済連** ☎ **0120-808-320**  
〒1160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20

営業時間 午前9:00～午後5:00 (土日祝日休業)

**共栄火災海上保険株式会社**  
お問い合わせ先：団体組織開発部 営業課  
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
TEL:03-3504-2898/FAX:03-3504-2948

法的トラブルや事故が発生したときの  
ご連絡先 随時無料 24時間・365日受付  
**共栄火災事故受付センター**  
**0120-727-055**

指定紛争解決機関

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
0570-022-808 (ナビダイヤル - 通話料有料) 受付時間：平日 午前9:15～午後5:00  
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

